明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

5　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が次に掲げる目及び種を対象とする漁獲に従事することを禁止する。

ウミトサカ目、ツノサンゴ目、ヤギ目及びイシサンゴ目並びにぜい弱な海洋生態系の指標となる他の種であって科学委員会が随時特定し、委員会が採択するもの

6　締約国は、第七条2(b)の規定に従って作成するオブザーバー計画に従い、条約水域において操業する自国の旗を掲げる権利を有する漁船上にオブザーバーを配置する。条約水域において底魚漁業に従事する漁船は、その百パーセントがオブザーバー計画の対象となる。条約水域において他の種類の漁獲活動に従事する漁船については、委員会が決定する水準の範囲内でオブザーバーの配置の対象となる。

7　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船が、第七条2(c)の規定に従って委員会が採択する条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続に従い、正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。正当に権限を与えられた検査官は、当該手続に従う。

8　この条約の効果的な実施のため、締約国は、次のことを行う。

(a)　委員会が採択する情報に関する要件、規則、基準及び手続に従い、自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、条約水域において漁獲活動に使用することを許可された漁船を記載する漁船記録を保持すること。

(b)　この8の規定により保持することが義務付けられる漁船記録に記載する各漁船について、委員会が定める手続に従い、委員会が決定する情報を毎年委員会に提供するとともに、そのような情報に何らかの修正を行う場合には、当該修正を速やかに委員会に通報すること。

(c)　第十六条の規定により要求される年次報告の一部として、前歴年において漁獲活動を行った漁船記録に記載する漁船の名称を委員会に提供すること。

9　締約国は、また、次の情報を速やかに委員会に通報する。

(a)　漁船記録への追加

(b)　漁船記録からの削除及びこれが次に掲げるいずれの理由によるものであるかの特定

(i)　漁獲を行うことの許可についての漁船の所有者又は操業者による任意の放棄

(ii)　2の規定に基づいて漁船に与えられた漁獲を行うことの許可を取り消し、又はその更新を行わないこと。

(iii)　漁船が自国の旗を掲げる権利を失ったという事実

(iv)　漁船の解撤、操業の中止又は喪失

(v)　その他の理由（通報に当該理由の具体的な説明を含める。）

10　委員会は、8及び9の規定に従って提供された情報に基づき、漁船についての独自の記録を保持する。委員会は、締約国の国内慣行に従って個人情報の秘密を保護する必要性を十分に考慮して合意される方法により、当該記録を一般に入手可能なものとする。委員会は、更に、要請に応じ、委員会の記録に記載される船舶についての情報であって他の方法により一般に入手可能とならないものを締約国に提供する。

11　自国の旗を掲げる権利を有する漁船が条約水域において漁獲を行ったいずれかの年について第十六条3の規定により要求されるデータ及び情報を提出しない締約国は、当該データ及び情報を提供するまで関連する漁業に参加してはならない。委員会が採択する手続規則は、この11の規定の実施についての追加的な指針を定める。

第十四条　寄港国の義務

1　締約国は、国際法に従い、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置をとる権利及び義務を有する。

2　締約国は、次のことを行う。

(a)　条約水域において漁獲活動に従事した漁船による入港及び港の使用に関し、委員会が採択する寄港国の措置（特に、漁業資源の陸揚げ及び転載、漁船並びに船上の書類、漁獲物及び漁具の検査並びに港におけるサービスの利用に関するものを含む。）を実施すること。

(b)　漁船が当該締約国の港に任意に寄港し、かつ、当該漁船の旗国がこの条約及び委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するため当該締約国に対して援助の提供を要請する場合には、合理的に実行可能な限り、当該締約国の国内法及び国際法に従い、当該旗国に援助を提供すること。

3　締約国は、自国の港を使用する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したと認める場合には、関係する旗国、委員会、他の関係国及び適当な国際機関にその旨を通報する。当該締約国は、当該旗国及び適当な場合には委員会に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。

4　この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使すること（自国の領域内の港への入港を拒否する権利及びこの条約に基づいて委員会が採択する寄港国の措置よりも厳しい寄港国の措置をとる権利を含む。）に影響を及ぼすものと解してはならない。

第十五条　漁業主体の義務

第十三条並びに前条2及び3の規定は、附属書に従い確たる約束を表明した漁業主体について準用する。

第十六条　データの収集、編集及び交換

1　委員会は、千九百九十五年協定附属書I並びに第十条及び第十一条の関連する規定を十分に考慮し、特に次の事項について、基準、規則及び手続を作成する。

(a)　委員会の構成国による全ての関連するデータの収集、検証及び委員会への適時の報告

(b)　最良の科学上の助言の提供を可能とすることを確保するため、効果的な資源評価を容易にするための正確かつ完全なデータを委員会が編集し、及び管理すること。

(c)　委員会の構成国の間で並びに他の地域的な漁業管理のための機関及び枠組みその他関係する機関との間で、適当な場合には配布のため情報を集中させ、単一の様式に統合することを目的として、データ（IUU漁業に従事する船舶に関するデータ及び適当な場合にはそのような船舶の実質的な所有に関するデータを含む。）を交換すること。

(d)　地域的な漁業管理のための機関及び枠組みの間における資料の作成及びデータの共有の調整（船舶の登録及び該当する場合には市場に関連する措置に関するデータの交換のための手続を含む。）の円滑化

(e)　委員会の構成国によるデータの収集及び交換に係る要件の遵守について定期的な監査を行い、そのような監査において特定される違反に対処すること。

2　委員会は、条約水域において操業する漁船の数、この条約の下で管理される漁業資源の状況、漁業資源に係る評価、条約水域における調査計画並びに地域的及び世界的な機関との間の協力の取組について、データを一般に入手可能なものとすることを確保する。

3　委員会は、委員会の構成国が提出する年次報告の様式を定める。委員会の構成国は、委員会に対し、当該様式に従い年次報告を遅滞なく提出する。年次報告には、委員会の構成国が委員会が採択する保存管理措置並びに監視、規制、監督及び取締りの手続をどのように実施したかについての説明（次条の規定に関して当該構成国がとった措置の結果を含む。）並びに委員会が決定する追加的な項目に関する情報を含める。

4　委員会は、適当な場合には秘密を保持しつつ、委員会の構成国の国内慣行を十分に考慮して、データ（リアルタイム衛星船位測定送信機を通じて報告されるデータを含む。）の保全、利用及び配布を確保するための規則を定める。

第十七条　遵守及び取締り

1　委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会による関連する決定を実施する。

2　委員会の構成国は、自己の発意により、又は委員会の他の構成国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国の旗を掲げる権利を有する漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に違反したとの申立てを十分に調査する。

3　委員会の構成国の旗を掲げる権利を有する漁船によるこの条約の規定又はこの条約に基づいて採択される措置に対する違反の容疑に関して十分な情報が入手可能である場合には、当該構成国は、

(a)　当該違反の容疑について速やかに通報される。

(b)　自国の法令に従い、適当な措置（手続を遅滞なく開始し、及び、適当な場合には、当該漁船を抑留することを含む。）をとる。